（参考１） あはき療養費 支払いと申請の流れ

平成３１年３月施術分まで　　【代理受領払い】

鍼灸師等

（施術者）

患者

（被保険者・扶養者）

③患者に代わり療養費申請

①施 術

健保



②自己負担分を支払い

④療養費を支払い



平成３１年４月施術分から　　【償還払い】

①施 術

患者

（被保険者・扶養者）

健保

鍼灸師等

（施術者）



②施術料を全額支払い





③被保険者が療養費申請

④審査後療養費を支払い

（参考２） あはき療養費 償還払い申請の流れ

医師から「はり・きゅう」「あん摩・マッサージ・指圧」の施術について同意を受ける（医師の同意の有効期間は６ヶ月です。初療日から6ヶ月を経過した時点で更に施術を受ける場合は、再度医師の診察のうえ施術同意(同意書の再交付)を受けることが必要です）

(1)医師の同意

・施術所にて施術に要した費用の全額を支払う

・施術者（鍼灸師等）に療養費支給申請書内「施術内容」の証明を受ける

・領収書を必ず受け取る

(2)施術を受ける

療養費支給申請書に必要事項を記入。申請書は施術を受けた月ごと用意してください。「あん摩・マッサージ・指圧用」「はり・きゅう用」と２種類あります

(3)申請書の作成

(3)で作成した療養費支給申請書を健康保険組合へ提出

添付書類：医師の同意書（原本または写し）、領収書（原本）

「医師の同意書」は２回目以降の申請時は（写し）の送付で差し支えないですが、療養費支給申請書内の「同意記録」の記載が必要となります

（初回申請時と変形徒手矯正術時は医師の同意書原本添付が必須）

(4)申請書の提出

健康保険組合にて審査の上支給決定

他医療機関との併用確認等のため、お支払いは最短で施術を受けた月から 3 ヶ月後以降の給与での支給となります 。なお、申請内容を審査した結果、支給できない場合もあります

(5)審査～支払い

［留意点］

異なる支払方法（施術所からの代理受領払い）にて申請があった場合は、申請書を返戻させていただきますので、償還払いにて申請をお願いいたします。